

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	(4,380,689,676)	I 流動負債	(581,965,904)
現金・預金	560,022,944	買掛金	454,269,191
売掛金	992,610,991	未払法人税等	450,000
前払費用	243,790,038	未払費用	96,525,774
短期貸付金	2,395,662,503	預り金	5,177,636
その他流動資産	188,603,200	前受収益	18,526,660
		短期リース債務	7,016,643
II 固定資産	(1,221,468,616)		
1 有形固定資産	(658,005,561)	II 固定負債	(194,498,706)
建物及び附属設備	450,266,628	退職給付引当金	132,063,740
構築物	38,669,996	預り保証金	46,587,912
機械及び装置	27,982,969	長期リース債務	15,847,054
車両運搬具	3,817,680		
リース資産	18,411,548	負債の部合計	776,464,610
工具器具備品	118,856,740		
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	(52,857,690)	I 株主資本	
電話加入権	262,822	1 資本金	100,000,000
電気通信施設利用権	1,909	2 資本剰余金	(280,000,000)
ソフトウェア	52,592,959	(1) 資本準備金	256,500,000
		(2) その他資本剰余金	23,500,000
3 投資その他の資産	(510,605,365)	3 利益剰余金	(4,445,693,682)
投資有価証券	31,358,364	(1) 利益準備金	30,875,000
繰延税金資産	157,028,985	(2) その他利益剰余金	4,414,818,682
長期前払費用	90,129,296	別途積立金	1,038,000,000
差入保証金	202,088,720	繰越利益剰余金	3,376,818,682
その他投資等	30,000,000		
		純資産の部合計	4,825,693,682
資産の部合計	5,602,158,292	負債・純資産の部合計	5,602,158,292

個別注記表

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月 31日

日航関西エアカーゴ・システム株式会社

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 法人税法の規定による定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 法人税法の規定による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

尚、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・

リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以前のものおよび、重要性が乏しいリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額からJALグループ企業年金基金の年金資産額及び確定拠出年金による給付額を差し引いた額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

当社は、日本航空株式会社からの受託契約に基づく航空貨物ハンドリングサービスを主に提供しており、定額部分については契約期間にわたって、従量部分については役務提供完了の時点で収益を認識しております。

(2) 費用の計上基準

費用については、発生主義により計上しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 繰延税金資産の計上方法

回収可能性の検討は、「原則法」により行っております。

II 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第29号）を適用しております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

III 株主資本等変動計算書に関する注記

1 当該事業年度の末日における発行済株式の数 247,000 株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

以上